

# 公立大学法人山梨県立大学役員規程

(平成22年4月1日制定 法人2101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款第8条に規定する役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 役員は、理事長、副理事長、理事及び監事とする。

(責務)

第3条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(報酬)

第4条 役員に対する報酬は、公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程及び公立大学法人山梨県立大学役員退職手当規程の定めるところによる。

(旅費)

第5条 理事長は、業務上必要があるときは、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が、法人の業務のため旅行するときは、公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程に準じて旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

(福利厚生)

第6条 常勤役員については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところにより共済を行う。

(営利事業)

第7条 常勤役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、理事長（理事長にあっては山梨県知事）の承認を得なければならない。

(秘密の保持等)

第8条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員の職務に係る倫理については、公立大学法人山梨県立大学教職員倫理規程に準ずるものとする。

(災害補償)

第9条 常勤役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

2 非常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、別に定める公立大学法人山梨県立大学非常勤役員災害補償規程により、補償を行う。

(退職)

第10条 役員は、任期の満了前に、役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

2 役員は、辞任を申し出た後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする。ただし、解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合は、この限りではない。

(副理事長及び理事の懲戒)

第11条 理事長は、副理事長及び理事がこの規程に違反したとき、又は役員としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該副理事長及び理事を懲戒処分することができる。

2 懲戒の種類については、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則第45条の規程を準用する。この場合において、同条中「解雇」とあるのは、「解任」と読み替えるものとする。

3 理事長は、懲戒を行うにあたっては、公立大学法人山梨県立大学教職員の懲戒等に関する規程を準用する。

4 懲戒により減給となった役員に対する報酬の減額の方法については、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則を準用する。

(副理事長又は理事の解任)

第12条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。